

仕様書

1 業務名

プラスチックごみ削減に関する啓発業務

2 目的

佐賀県では、全ての県民がプラスチックごみ問題に対する理解を深め、主体的にプラスチックごみの削減に取り組んでいくことを目指す「プラスマ Life さが (Plastic Smart Life さが)」を県民運動として展開している。

この県民運動の一環として、当事業では、20代から40代の子育て世代をメインターゲットに、プラスチックごみ問題について改めて考えるイベントや行動変容へ繋がる広報を実施することで、プラスチックスマートなライフスタイルの定着を図る。

また、この県民運動の機運と認知度をより一層高めるため、本運動に賛同する県内の店舗、事業所等のプラスチックごみ削減の取組について、広く周知を図る。

3 履行期間

契約締結の日から令和8年2月27日(金)まで

4 契約上限額

3,200,000円(消費税及び地方消費税額を含む。)

5 業務内容

(1) プラスチックごみ削減イベントの実施

ターゲット：主に20～40代の子育て世代

(ア) 時期

令和7年9月～12月頃を目途に2日以上開催するものとし、そのうちプラスマ Life さが強化月間である10月に必ず1日は行うものとする。

なお、具体的な日時は受託者が県と協議の上、決定する。

(イ) 場所

親子連れが多く集まる場所で、県内で開催されるフェス・イベントや大型施設等

(ウ) 内容

- ① プラスチックごみ問題の現状を来場者が学べるコンテンツを設けること。
- ② プラスチックごみ削減に繋がる具体的な行動を紹介すること。
- ③ チームプラスマさがの店舗、事業所等が実践するプラスチックスマートな取組を紹介すること。
- ④ プラスチックごみ削減について楽しく学べる体験型ブースを設けること。
例) エコバッグ作り、ボトルホルダー作り、プラスチックごみ問題に関するクイズラリーなど
- ⑤ プラスマLife さがの取組の一環として離島の学生が作成したアップサイクルグッズ等を展示すること。
※「チームプラスマさが」とは、県内でプラスチックごみを削減する取組を実施されている店舗・事業所で組織している登録制度
※体験型ブースで使用するグッズは環境に配慮した素材を使用すること。
※子育て世代が親子で楽しめるような工夫をすること。
※来訪者の滞留時間を延ばすための工夫またはサービスを実施すること。

(エ) イベントの事前告知

メインターゲットに向けた戦略的な広報計画を策定したうえで、効果的な手法によりイベント告知を行うこと。(媒体選定、実施方法等を提案)

(オ) 目標

当イベント来場者 500 名以上 (2 日間)

(2) プラスチックごみ削減を啓発する広報の実施

ターゲット：20 代～40 代の子育て世代を含む幅広い世代

- ・新聞等の広報媒体を用いて PR を行うこと。
- ・チームプラスマさがの取組紹介を通じて、プラスチックごみ削減に繋がる行動変容を促したり、チームプラスマさがの事業理解、認知度向上に繋がる内容にすること。
- ・幅広い世代が関心を持ちやすいようなチームプラスマさがの取組紹介となるように工夫すること。
- ・メディアや SNS 等に取り上げられやすいような話題になる広報を入れること。
- ・上記 5 (1) (エ) のイベント事前告知とは別にターゲットを対象に広報を実施すること。

・単なる広報活動にならないよう留意し、効果的なタイミング、手法を提案すること。

(3) その他自由提案

事業目標達成のため、効果的であると考えられる企画（例えば、より効果が期待できる訴求方法や事業効果の検証方法など）があれば、本予算内で提案すること。

6 業務遂行のために必要な調整業務

(1) 会場の確保・連絡調整

提案により採用した会場及び県が仮予約した会場のいずれの場合でも、会場側との折衝、連絡調整等の業務を実施すること。

(2) 安全対策及びイベント保険等への加入

実施にあたっては、必要な安全対策を講じることとし、イベント保険等への加入を行うこと。

(3) 業務遂行上の注意点

本事業の実施にかかる関係機関との調整、近隣対策等が必要な場合（申請・届出含む）については、受託者が行うこととする。

また、イベント開催にあたって、障害特性に応じた手話通訳や文字情報（要約筆記や字幕、拡大文字資料）、音声案内などの意思疎通手段に関する配慮を行うこと。

(4) 問い合わせ対応

一般の方及び参加者から問い合わせ等がある場合はその対応を行うこと。その際、判断が難しい問い合わせに対しては、県と協議の上、回答すること。

(5) 参加者数の把握

イベント等の参加者数を適切に把握すること。

(6) アンケート調査

参加者のニーズ、満足度等を把握するため、参加者に対しアンケート調査を行い、そのデータの集計・分析を行うこと。

アンケート項目は県と協議のうえ実施すること。

(7) その他

上記のほか、当業務を円滑かつ効果的に実施するために必要な業務を行うこと。

7 本業務の業務遂行体制等

(1) 人員の確保及び配置

本委託業務の遂行に必要かつ適切な人員の確保及び配置を行うこと。また、一体的かつ円滑な企画、運営等ができるよう統括責任者を1名配置すること。

(2) 打合せ・報告に関する要件

受託者は、本業務委託のスケジュール等に十分配慮し、県との打合せ・報告等を主体的に行うこと。

8 業務の再委託

本業務の全部又は一部を再委託することは原則として認めない。ただし、県と受託者の協議により、県が認めたときは、この限りではない。なお、第三者に再委託する場合は、その最終的な責任は受託者が負うこととする。

9 留意事項

(1) 本事業は産業廃棄物税を財源としており、プラスチックごみに対する県民の行動変容、意識変化に伴い、産業廃棄物の排出抑制、リサイクル促進につながるような取組であること。

(2) 本業務の遂行にあたり疑義が生じた場合、県と受託者双方による協議の上で定めるものとする。

(3) 制作物の中に第三者が著作権を持つ素材を利用する場合には、受託者が著作権者の承諾を得て、利用を行うこととする。県の利用についても同様とする。

(4) 受託者が本業務により制作したデータやデザイン、写真、イラスト、文書等の著作権（著作権法第21条から28条に定めるすべての権利を含む）は、県に帰属するものとする。

また、佐賀県はこれらの制作物を無償で自由に二次利用できるものとする。

(5) 本業務で収集した情報及び成果物については、当該業務において使用することと

し、他の目的に使用してはならない。また、本業務の履行にあたって知り得た情報を漏らしてはならない。

(6) 受託者による会場の汚損及び損傷物または第三者への損害は、受託者が弁償または賠償する。

(7) 個人情報の重要性を認識し、個人情報を扱う者の倫理及び良識ある判断に基づき個人情報の管理を徹底し、個人情報の漏洩等のないように万全の注意を払わなければならない。また、個人情報の取り扱いには、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び個人情報を取り扱う事務の委託基準（令和5年3月31日付け法私第4802号法務私学課長通知）を遵守するものとする。

10 本業務委託の完了報告

委託業務の完了後、速やかに実施内容等を取りまとめ、次の書類等を添付して、委託業務完了報告書（1部）及びデータ一式を提出するものとする。

- ・事業報告書（事業概要、イベント内容説明、写真）及び写真データ
- ・制作物は、PDFデータ・画像データ（PNG、JPG等）を作成し、ウェブでの閲覧を可能なものとする。

11 本業務委託の委託料の支払

完了払

12 契約時の本仕様書

契約時の本仕様書は、佐賀県と採用案を提案した者（契約合意に至らない場合は次点者）との間で実施内容の協議を行ったうえで、仕様書に定める。